

Vol. 6 No. 36 2011年5月

労働安全衛生法施行令・労働安全衛生規則等の改正について

「酸化プロピレン」、「1,1-ジメチルヒドラジン」、「1,4-ジクロロ-2-ブテン」、「1,3-プロパンスルトン」の4物質について、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則等が改正されました。

○特定化学物質第2類物質に「酸化プロピレン」と「1,1-ジメチルヒドラジン」が加わりました。

(主要な措置)

名 称	酸化プロピレン	1,1-ジメチルヒドラジン
容器・包装表示	重量の0.1%以上含有	
特定化学物質規制対象	重量の1%を超え含有	
発散抑制措置等	密閉・局排装置等暴露防止措置	
漏洩防止措置等	特定化学設備にかかる措置	
作業主任者	選任	
作業環境測定	1回/6月、記録30年間保存	
管理濃度	2ppm	0.01ppm
特殊健康診断	雇い入れ、当該業務へ配置替え時及び1回/6月	
その他	呼吸用保護具、注意事項等掲示	

*発散抑制措置等、漏洩防止措置等の一部を除き、平成23年4月1日から施行。

*局所排気装置の場合、抑制濃度が酸化プロピレン2ppm、1,1-ジメチルヒドラジンが0.01ppm、1,4-ジクロロ-2-ブテンが0.005ppm以下となるようにしなければなりません。定期自主検査や点検は記録が必要です。設備を設置する場合、設置届出の義務が課せられます。

○特定化学物質障害予防規則に定められた、必要な措置を講じる対象物質として、「1,4-ジクロロ-2-ブテン」が追加されました。

(主要な措置)

名 称	1,4-ジクロロ-2-ブテン
容器・包装表示	重量の0.1%以上含有
特定化学物質規制対象	重量の1%を超え含有
発散抑制措置等	密閉・局排装置等防止措置
掲示	取扱場所、人体に及ぼす作用、注意事項、保護具等
作業の記録	30年間保存

*発散抑制措置等の一部を除き、平成23年4月1日から施行。

○「1,3-プロパンスルトン」を製造し、取り扱う作業従事時に講じる措置が定められました。

(主要な措置)

名 称	1,3-プロパンスルトン
容器・包装表示	重量の0.1%以上含有
規制対象	重量の1%を超え含有
接触による暴露防止措置	密閉式構造、接合部漏洩防止、バルブ等の材質、作業規程策定、保護具の使用、等他
掲示	取扱場所、人体に及ぼす作用、注意事項、保護具等
作業の記録	30年間保存

*接触による暴露防止措置の一部を除き、平成23年4月1日から施行。

*測定や排気装置の設置および点検等、弊社営業または環境科学センター窓口までご相談ください。

環境科学センター 大気環境部

中島 晃宏

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテ)
- ◆ 水処理薬品部門 (ホイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)

